

鹿追町監査委員公表第1号

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第17条の規定により公表します。

令和3年4月1日

鹿追町監査委員 野村 英雄

鹿追町監査委員 埴 渕 賢 治

鹿 監 号
令和 3 年 4 月 1 日

鹿 追 町 長 喜 井 知 己 様

鹿 追 町 議 会 議 長 吉 田 稔 様

鹿 追 町 国 保 病 院 長 林 修 也 様

鹿 追 町 監 査 委 員 野 村 英 雄

鹿 追 町 監 査 委 員 埴 渕 賢 治

令和 3 年 度 随 時 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による随時監査を実施したので、同条第 9 項及び鹿追町監査委員監査基準第 14 条の規定により、その結果を次のとおり提出します。

1 監査の概要

- (1) 監査実施内容 国保病院薬品管理について
- (2) 監査実施期間 令和3年4月1日
- (3) 監査方法 薬品リストから薬品を抽出し、その数量及び管理について調査し、適宜に担当者の説明を求め実施した。

2 監査の結果

4月より院外薬局へ変更になったため薬品の量は減少していた。

麻薬類については、例年保健所の立ち入り検査が行われるが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により検査されていないため、監査対象とした。

麻薬類は3重の施錠により保管されているが、期限切れの薬品が数種類あった。保健所立ち合いのもと適切に処理することとなっているため、対応を求める。

通常薬品については、数量及び管理状況は適正と認める。

医業収益に対する薬品費は令和2年度においても毎月30%前後であり、変化がないことを確認した。

薬品は無駄のない仕入れと厳密な管理により破棄・破損のないよう努めなければならない。